平成２１年（フ）第６２４号
愛媛県伊予市大平甲723番地８
債務者　山本　安子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１４７号
福岡県飯塚市枝国574番地76
債務者　有働　義徳
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１４８号
福岡県飯塚市相田398―１、住民票上の住所　福岡県飯塚市鯰田1788番地１
債務者　日高　　薫（旧姓藤木）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１５４号
福岡県飯塚市楽市15番地６
債務者　唐下　勝政
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１１３号
岩手県北上市相去町旧舘沢４番地３
債務者　下屋敷史恵
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第６０５号
兵庫県尼崎市田能３丁目４番21―216号、前住所兵庫県明石市魚住町中尾526番地の２明石魚住ラッフィナート703号
債務者　釼持　友宏
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７４３号
兵庫県西宮市松園町４番12号
債務者　花岡　賢一
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７５号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目11番30―206号
債務者　福冨　智子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７８１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番16―715号
債務者　竹中　悠香
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７８５号
岡山県総社市井手1170―１グレースコートＭ２―102、住民票上の住所兵庫県西宮市山口町上山口2373番地ブライトコート北六甲203号
債務者　芝辻　優子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８０６号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目８番４号
債務者　深谷　信美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８１４号
兵庫県西宮市甲東園１丁目10番28号
債務者　鎌塚美佐子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３９号
兵庫県尼崎市富松町２丁目22番８号ファミール武庫之荘107号
債務者　熊谷　裕美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７４７号
高知県土佐市宇佐町宇佐2825番地３
債務者　合田　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７９４号
高知県南国市浜改田331番地
債務者　松下　朱美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７９５号
高知市南川添４番18号　コーポ雄大206
債務者　藤岡　雄二
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７９７号
高知市はりまや町３丁目17番16号　おのマンション203
債務者　佐川　由香
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８０３号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｓ―1004号
債務者　田村　敏博
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
高知地方裁判所破産係